

ビジネス法務基礎 第2回

民法の基本原則①



権利能力平等の原則

国籍・階級・職業・性別などにかかわらず、すべての人は等しく権利義務の帰属主体となる資格(権利能力)を有するという原則。

私的自治の原則(契約自由の原則)

私法上の法律関係については、個人が自由意思に基づき自律的に形成することができるという原則。

民法の基本原則②



所有権絶対の原則

所有権は、何ら人為的拘束を受けず、侵害するあらゆる他人に対して主張することができる完全な支配権であり、国家の法よりも先に存在する権利で神聖不可侵であるとする原則。

過失責任主義

加害行為と損害の間に因果関係があったとしても、行為者に故意・過失がない場合には損害賠償の責任を負わないとする原則である。刑法における責任主義とも関連する。

権利とは(物権①)



物権の基本

物権は民法で決められたものののみです(物権法定主義)。

物権10種類は以下のとおりです↓

所有権

制限物権⇒地上権・永小作権・地役権・入会権

担保物権⇒留置権・先取特権・質権・抵当権

占有権

権利とは(物権②)



所有権⇒物を全面的に使用、収益、処分する権利

地上権⇒他人の土地において工作物等を所有するため、その土地を使用する権利

留置権⇒その物に関して生じた債権を有するときに、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる権利

抵当権⇒債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した不動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利

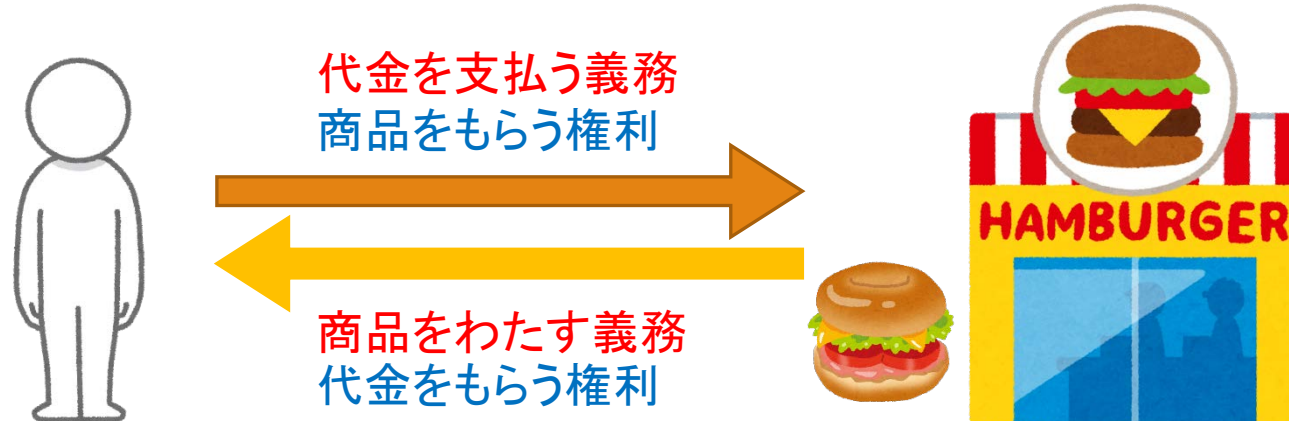
占有権⇒物に対する事実上支配状態(占有)の保護を目的とする権利。

権利とは(債権)

債権と債務の基本

特定の人に対して、一定の行為を請求することができる権利を債権、一定の行為をしなければならない義務を債務とといいます。

買い物をしたときに、品物を引き渡してもらうように請求する権利が債権、お金を支払わなければならない義務が債務となります。



権利と義務の主体



権利能力

権利・義務の主体となることができる資格

意思能力

自分の行った行為の結果を判断することができる能力

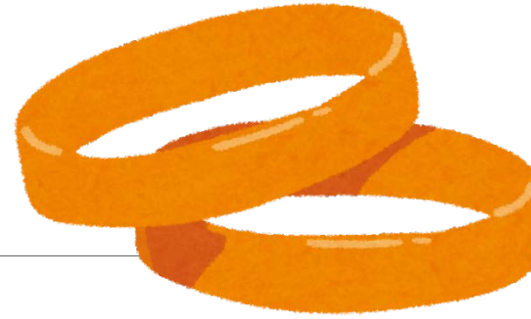
意思能力のない人が行った契約などは原則として無効です。

行為能力

契約等を単独で有効に行うことができる能力

行為能力がない人が行った契約などは原則として取り消すことができます。

権利と義務の主体



制限行為能力者

成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者は制限行為能力者として扱われ、その人がした契約などを本人や保護者の人（成年後見人や親など）が取り消したり、本人の代わりに契約をすることができます。

成年被後見人、被保佐人、被補助人は家庭裁判所に申し立てをして審判が下りることによって該当することになります。

権利と義務の主体

未成年者の契約

保護者の同意を得ないで行った未成年者の契約は、原則として取り消すことができます。

ただし、①単に権利を得たり、義務を免れたりする行為や②目的を定めたものや定めないで処分を許した財産の処分については、未成年者が単独で行うことができ、取り消すことができません。

権利と義務の主体

成年被後見人の契約

成年被後見人のした契約は原則として取り消すことができます。

ただし、日用品の購入やその他日常生活に関する行為は取り消すことができません。